

田村市太陽光発電施設に係る各種法令等

R5.4.1現在

※以下は、代表的な法令等を記載しています。詳しくは各協議窓口へお問い合わせください。

番号	関係法令等	非線引都市計画区域内	非線引都市計画区域外	協議窓口
1	太陽光ガイドライン	なし	なし	田村市総務部企画調整課
2	国土利用計画法に基づく土地売買等の届出制度	5,000㎡以上の土地取引をする場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	10,000㎡以上の土地取引をする場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	田村市建設部都市計画課
3	公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出制度	10,000㎡以上の土地を有償譲渡する場合、届出が必要となります。 借地の場合、届出は不要です。	該当なし	田村市建設部都市計画課
4	宅地造成等規制法における規制区域	該当なし	該当なし	田村市建設部都市計画課
5	土地区画整理法における計画区域	該当なし	該当なし	田村市建設部都市計画課
6	景観法における届出区域	築造面積が1,000㎡を超える場合は届出対象行為に当たる可能性がありますので協議が必要となります。	築造面積が1,000㎡を超える場合は届出対象行為に当たる可能性がありますので協議が必要となります。	福島県中地方振興局県民生活課
7	風致地区における規制区域	片曾根山風致地区 田村市船引町船引字山ノ内地内他	該当なし	田村市建設部都市計画課
8	都市計画法に基づく開発許可制度	建築物の建築の用に供する目的で3,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合に必要となります。 太陽光発電設備は建築物に該当しないので開発許可は不要ですが、大型のパワーコンディショナー等の付属設備は建築物に該当する可能性があるため協議が必要です。	建築物の建築の用に供する目的で10,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合に必要となります。 太陽光発電設備は建築物に該当しないので開発許可は不要ですが、大型のパワーコンディショナー等の付属設備は建築物に該当する可能性があるため協議が必要です。	田村市建設部都市計画課
9	建築基準法に基づく建築確認	No.8「都市計画法に基づく開発許可制度」に記載した付属施設がある場合は協議が必要です。	該当なし	田村市建設部都市計画課
10	ふくしま産業復興投資促進特区制度による固定資産税等の課税優遇	詳しくはお問い合わせください。	詳しくはお問い合わせください。	田村市産業部商工課
11	森林法に基づく林地開発許可(5,000㎡を超える場合)	5,000㎡を超える森林を伐採及び開発する場合、林地開発許可が必要です。	5,000㎡を超える森林を伐採及び開発する場合、林地開発許可が必要です。	福島県中農林事務所森林林業部
12	森林法に基づく林地開発許可(5,000㎡以下の場合)	5,000㎡以下の森林を伐採及び開発する場合、小規模林地開発許可が必要です。	5,000㎡以下の森林を伐採及び開発する場合、小規模林地開発許可が必要です。	田村市産業部農林課
13	田村農業振興地域整備計画書に基づく農用地	該当する場合は設置できません。詳しくはお問い合わせください。	該当する場合は設置できません。詳しくはお問い合わせください。	田村市産業部農林課
14	農地法に基づく農地転用許可	地目が農地の場合、農地転用許可申請等が必要です。詳しくはお問い合わせください。	地目が農地の場合、農地転用許可申請等が必要です。詳しくはお問い合わせください。	田村市農業委員会
15	田村市法定外公共物管理条例第4条に基づく占用等の許可	照会先住所に接する法定外道路に対し占用等(占用、工作物の設置、土地の掘削等)を行う場合には、田村市法定外公共物管理条例第4条に基づき、市長の許可が必要です。 なお、法定外道路に該当するかどうかの確認及び、法定外公共物占用等許可申請書の提出先は各行政局産業建設係となります。	照会先住所に接する法定外道路に対し占用等(占用、工作物の設置、土地の掘削等)を行う場合には、田村市法定外公共物管理条例第4条に基づき、市長の許可が必要です。 なお、法定外道路に該当するかどうかの確認及び、法定外公共物占用等許可申請書の提出先は各行政局産業建設係となります。	田村市産業部農林課 (各行政局産業建設係)
16	自然公園法及び福島県立自然公園条例における区域	該当なし	阿武隈高原中部県立自然公園	福島県生活環境部自然保護課 福島県中地方振興局県民生活課
17	文化財保護法に基づく届出	文化財・埋蔵文化財包蔵地。 詳しくはお問い合わせください。	文化財・埋蔵文化財包蔵地。 詳しくはお問い合わせください。	田村市教育部生涯学習課